

供鋪馬祇應、已上地畝全納地稅」(『元史兵志』)又十九年四月に「南方驗田糧、及七十石者、准當站馬一疋(同上)、又二十五年二月に「南方站戸、糧以七十石、出馬一疋」(同上)と定めたり、之やがて站戸の租稅にして(此の外種種の科差もあり)もとより時と所によりて區別、變遷ありと雖、要するに驛馬の供給と飼育とは、其の負擔に歸すべかりしなり。かくて飼肥せる馬匹の倒死する時は更にまた之を補ふ可きは勿論にして、此の點に於る站戸の負擔は決して少少に非ざりしなり、則ち「若有倒死、又索補買、一歲之間、所費甚重」(『元典章』)といへり。されば站官は常に站戸の苦惱を察して、苟くも亡狀ある可らずとは屢々制せられたる所なりとす。此の如く馬匹の飼育は一方站戸の負擔なりしと共に、更にまた各站にも其の附屬せる牧馬草地なるものありて、站戸の負擔以外、別に飼育のことに當りしが如し。即ち『元典章』に「諸站元有牧馬草地、仰管民官與本站官打量見數、挿立標竿、明示界畔、無得相互侵亂、亦不得挾勢冒占民田」と云へり。

站務の繁閑もとより計る可らず、されば時と所によりて其の費用の如きも常に變遷あるべきや論なし。而して站の費用の多くは站戸の支辨に係はるべきものなること前述の如くなれば、站戸も亦た時に之を増減して、各戸負擔の調和を計らざる可らず。されば屢々制して其の實況を徵し、站戸の加減宜しきに從がはんことを勉めたるものにして、例へば「至元十八年閏八月詔……驗其閑劇、量增站戸」(『元史兵志』)と記せるが如し、此の如く常に意を用ひて整治に従事したりしも、時に站官の横暴あり、或は使臣の暴狀制し難きもの等ありて、爲に站戸をして窮境に陥らしめ、終に所謂逃戸を生じ、站の維持を困難ならしむるが如きこともありしかば、此の爲に屢々站官を戒め一方には站戸を賑恤したることも認むるを得、此の如くにして站戸は驛站の維持に任じたりと雖も、然も其の總べ